

令和8年度

保育園ガイド



大町市 子育て支援課 児童係



目 次

1	保育園の生活について.....	2
	(1) 入園するにあたって.....	3
	(2) 個人情報について.....	3
2	保育園の一年（主な行事）.....	3
3	保育園の一日.....	4
4	通園について.....	5
5	「コドモン」について.....	5
6	保育料等について.....	6
	(1) 保育料の算定方法について.....	6
	(2) 食材料費（副食費）について.....	6
	(3) 保育料等の減免制度について.....	7
	(4) 保育料等の納付方法について.....	7
	(5) 保育料の納期限を過ぎた場合について.....	10
	(6) 幼児教育・保育の無償化について.....	10
7	各種手続きについて.....	11
	(1) 認定内容等の変更について.....	11
	(2) 時間外保育の利用について.....	11
	(3) 希望保育について.....	12
	(4) 休日保育について.....	13
	(5) 病児・病後児保育について.....	13
8	給食について.....	15
	(1) 年齢ごとの提供内容について.....	15
	(2) 食物アレルギーについて.....	16
9	健康について.....	17
	(1) 保育園での健康診断等について.....	17
	(2) お子さんの体調が悪いとき.....	17
	(3) 登園許可証が必要な病気について（医療機関にて記入）.....	18
	(4) 治癒報告書が必要な病気について（保護者が記入）.....	18
	(5) 注意を要する感染症について.....	19
	(6) 大町市公立保育園の嘱託医について.....	19
	(7) 怪我をしたとき.....	19
	(8) 独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」について..	19
	(9) 保育園でのくすりの投与について.....	23
	(10) アレルギーについて.....	24
	(11) その他.....	24
10	持ち物について.....	25
	(1) 全園児共通.....	25
	(2) 3歳未満児の持ち物.....	26
	(3) 3歳以上児の持ち物.....	29
	(4) 入園後に配布するもの.....	33
	(5) 園を通し注文するもの.....	33
11	保育園生活 Q&A.....	34

1 保育園の生活について

保育理念

- 1.一人ひとりを大切にし、高めあい、育ちあう教育及び保育を目指します。
- 2.保護者から信頼され、地域に愛される園を目指します。

保育方針

「非認知能力」「子どもの主体的な生活と遊び」を重視し、健康で心豊かなお子さまを育てます。

保育目標

一人ひとりの子どもを大切に、楽しい集団生活を通して

1 健康で生き生きした子ども



2 意欲的に取り組み創造できる子ども



3 ものを大切にし、おもいやりのある子ども



4 おいしく楽しく食べる子ども



を育みます。

保育園はもっとも身近な子育て支援の場所です！



(1) 入園するにあたって

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の中でも一番大切な時期です。愛情いっぱいの温かい家庭生活に加え、これから保育園での初めての集団生活が始まります。

子どもは、生まれてから入園するまでに、ご家庭でしっかりと築かれた愛着関係を基に、子ども社会の中で、友達と遊ぶことや、小さなつまずきや葛藤を経験する中で、子どもたち一人ひとりが更に大きく育っていきます。

ご家庭と園とで手を取り合って、一緒に大切な子どもを育てましょう。

(2) 個人情報について

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）に基づき、個人情報の取り扱いには細心の注意を払うようにお願いします。特に保育園での行事や活動を SNS 等で公開する等の行為において、第三者を特定できる情報が含まれていたために、トラブルになることがあります。

例え親しい間柄であっても、第三者に関する情報を掲載する場合には、事前に許可を取ることを推奨します。

詳細については総務省のホームページをご覧ください。 ⇒



2 保育園の一年（主な行事）



◇その他に誕生会や家庭との連携を図る行事、地域の人達との交流など、お子さまの成長を共に喜べる形式で、それぞれ工夫を凝らしています。

(※行事は保育園によって多少違いがあります。)

◇信州型自然保育（信州やまほいく）に取り組んでいます。

3 保育園の一日



	3歳以上児	3歳未満児	
7:30	時間外保育	時間外保育	7:30
8:30	順次登園、クラスへ移動	順次登園、クラスへ移動	8:00
9:00	あそび	あそび	9:00
		おやつ	9:30
		あそび	10:00
		給食、歯磨き	11:00
11:30	給食、歯磨き	お昼寝	12:00
12:30	お昼寝		
14:30	おやつ、歯磨き	おやつ、歯磨き	14:30
15:00	あそび	あそび	15:00
16:00	順次降園	順次降園	16:00
16:30	時間外保育	時間外保育	16:30
19:00			19:00

4 通園について

- ◇保護者が送り迎えをしてください。保護者以外の方が送り迎えをする場合は、事前に保育園へお知らせください。連絡システム「コドモン」でも連絡が可能です。
- ◇時間を決めて、できるだけ毎日同じ時間に通園しましょう。
- ◇車で送迎する場合は、必ずチャイルドシート、ジュニアシートを着用して下さい。
- ◇保育園を欠席する場合は、朝9時までに連絡システム「コドモン」から欠席連絡を必ずしてください。朝9時以降の欠席連絡は、電話連絡のみの受付となります。

5 「コドモン」について

- ◇保育園では、保育園アプリ「コドモン」を導入しています。
- ◇コドモンは、保育園と保護者をつなぐ便利なアプリです。
- ◇保護者以外に、祖父母や親族の方もご登録が可能です。
- ◇保育園では、毎日の登降園時間の打刻、欠席時の連絡及び各種お知らせ配信にコドモンを使用しています。

(1) 登降園時の打刻について

コドモンを使用して、登園及び降園の時刻を毎日記録しています。このデータは、出欠確認や延長保育料金の算定に使用しています。

正しく打刻がされないと不都合が生じますので、**登降園時の打刻を必ずお願いします。**

【登降園時の打刻方法】

- ①スマートフォンでコドモンアプリを立ち上げ、左上の二次元コードアイコンをタップし、二次元コードを表示させます。
- ②各保育園に設置されているパソコンの右側に読み取り機がありますので、スマートフォン画面をかざし、二次元コードを読み取らせてください。
- ③「ピンポーン」と音がなりましたら、打刻は完了です。

※兄弟姉妹が通園している場合、②の手順の際に兄弟姉妹の登降園状況を選択する画面が表示されます。一方が欠席する場合は、欠席する児童のアイコンをクリックして打刻対象から外してください。

(2) 欠席等の連絡について

コドモンを使って欠席・遅刻連絡が可能です。**朝9時までの欠席連絡はコドモンを利用可能です。**朝9時以降の欠席連絡は、電話連絡のみの受付となります。

(3) お知らせ配信について

- 保育園及び子育て支援課児童係から、各種お知らせが届きます。
- 重要なお知らせが届く場合もありますので、必ず確認をお願いします。

6 保育料等について

(1) 保育料の算定方法について

保育料の算定は、お子さまと同一世帯に属して生計を一にしている父母またはそれ以外の扶養義務者（家計の主事者である場合に限る）の市町村民税額の合計額により決められます。次ページ（3）に示すとおり、保育料の軽減措置があります。

☆ 4月～8月分の保育料・・・前年度の市町村民税額から算定

☆ 9月～3月分の保育料・・・当年度の市町村民税額から算定

それぞれ、保育料決定通知書によりお知らせします。

※確定申告等により当年度の税額が変更になった場合でも、既に納付していただいた保育料の還付はいたしません。

◆3号認定（3歳未満児クラス）の保育料（大田市保育料徴収基準額表より）

階層	税額による世帯の階層区分	保育料 （標準時間）	保育料 （短時間）
第1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
第2	市町村民税非課税世帯	0円	0円
第3	ひとり親世帯等で所得割額が 48,600円未満	7,000円	6,000円
	上記以外の世帯で所得割額が 48,600円未満	15,000円	13,000円
第4	ひとり親世帯等で所得割額が 48,600円以上77,101円未満	9,000円	9,000円
	上記以外の世帯で所得割額が 48,600円以上97,000円未満	22,000円	20,000円
第5	所得割額が169,000円未満	33,000円	31,000円
第6	所得割額が301,000円未満	52,000円	50,000円
第7	所得割額が397,000円未満	62,000円	60,000円
第8	所得割額が397,000円以上	72,000円	70,000円

※この表における所得割額は、配当控除、住宅借入金等特別控除、寄付金控除等を控除する前の額となります。

※3号認定のお子さんは、3歳の誕生日の前々日までが3号認定の有効期間となり、その翌日からは2号認定となりますが、2歳児クラスに在籍する年度中の保育料については、3号認定のままとなります。

※里親へ委託されているお子さまの保育料は無料となります。

(2) 食材料費（副食費）について

2号認定（3歳以上児クラス）のお子さまの食材料費（副食費）は無償化の対象外であるため、実費をご負担いただいております。

(3) 保育料等の減免制度について

多子世帯等の負担軽減のため、下記のとおり保育料等の減免を行っています。

国及び市の減免制度	保育料	減免の要件	対象	減免率
		園児が第2子以降の場合	第2子	50%
			第3子以降	100%
		所得割額が57,700円未満の世帯	第1子	50%
			第2子以降	100%
		所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等	第1子	50%
	第2子以降		100%	
副食費	園児が小学校就学前子どもの第3子以降の場合	第3子以降	100%	
	・2号認定で所得割額57,700円未満 (ひとり親世帯等に限り、77,101円未満)	対象全て	100%	

(4) 保育料等の納付方法について

◆納付期限 **毎月月末が納期限です**。(月末が土・日・祝日の場合は翌営業日)

◆納付方法

口座振替の場合 月末に指定口座から引落とします。納入通知書は送付いたしません。**口座残高の確認をお願いします!!**

納付書で納める場合 毎月15日頃、納入通知書を送付します。
(コンビニでも納入が可能です)

～ 保育料・副食費は納入に便利な口座振替をおすすめします! ～

※口座振替を希望する場合は『**口座振替依頼書**』に必要事項を記入して、
ご希望の金融機関へ提出してください。毎月25日までに手続きをすると
翌月から口座振替ができます。

－ 口座振替取扱金融機関 －

- 八十二長野銀行 ○長野県信用組合 ○松本信用金庫
- 長野県労働金庫 ○大北農協 ○ゆうちょ銀行

※兄・姉の保育料・副食費が口座振替で弟・妹が新たに入園する場合には、手続きの必要はありません。



金融機関 記入例

長野県大町市

**市税等 口座振替依頼書
自動払込利用申込書
(兼市税等変更・解約届)**

新規 変更・解約 ○○年 ○月 ○日

金融機関名		銀行 組合 金庫・農協 ゆうちょ銀行	△△ 本店・本所 支店	御中	金融機関 コード										
口座 座 名 義 人	住所	大町市大町3887番地						銀行届出印							
	フリガナ	オオマチ イチロウ						預金の種類 ○をする	1. 普通預金 2. 当座預金 3. その他 4. ()						
	氏名 法人名等	大町 一郎							(2枚目以降にも印)						
	生年月日	大正 昭和 平成	51年	8月	1日										
電話番号	自宅 携帯	0261-22-0420						口座番号	1	2	3	4	5	6	7
ゆうちょ銀行	記号(※は通帳に記載があれば記入)				番号(右づめで記入)										
種目コード	払込先口座番号(市税等)	00560-7-960266			大町市会計管理者										
166・176	払込先口座番号(上下水道)	00570-9-960267			大町市会計管理者										
※ご注意		口座振替の開始(解約)は、金融機関の受付が 1日～25日までは 翌月分 から 26日～31日までは 翌々月分 から となります。				振替開始(解約)月	○○年	○月	分	から	開始 解約	どちらかに ○をする			

※太線内のみ記入・押印して下さい。

○上記口座から下記の市税等について振替納付をしたいので、裏面契約条項を確認のうえ依頼します。
○上記口座から振替納付していた下記の市税等について、口座振替契約を解約したいので届け出ます。

市税等

上下水道料

上記口座から振替納付する(解約する)納税・納付義務者名を記入する。
固定は土地・家屋等の登記簿上の名義人を、国保は世帯主名を記入する。
保育料、学校給食費は保護者名を、市営住宅は入居者名を、霊園は使用者名を記入する。

上記口座から振替納付する(解約する)納付義務者名を記入する。
上下水道料は使用者名を、下水道受益者負担金は受益者名を記入する。

氏名 (納税義務者・納付義務者)	上記口座から口座振替する(解約する)税等に○をする										上下水道		
	市税等										上	下	下水道 受益者 負担金
大町 一郎	市県民	固定	軽自動車	国保	後期高齢	市営住宅	保育料	学校給食費	保育所給食費				
							○		○				
<p>口座振替を希望される金融機関の窓口へ 通帳と届出印をお持ちいただき 『市税等口座振替依頼書兼自動払込利用申込書』 を提出してください。</p>													
契約種別コード	35	35	35	35	35	25	30	30				22	30

ゆうちょ銀行 使用欄	定住促進 住宅	雇用促進 住宅	教員住宅	老人 措置費	住宅 資金	ケーブル テレビ 使用料	市民農園 電気料	市民農園 浄化槽 管理料	霊園	金融機関 処理欄	検印	係印	照合
契約種別コード	25	25	25	30	30	30	30	30	30				



ゆうちょ銀行 記入例

長野県大町市

**市税等 口座振替依頼書
自動払込利用申込書
(兼市税等変更・解約届)**

新規 変更・解約 ○○年 ○月 ○日

金融機関名		銀行・組合 金庫・農協 ゆうちょ銀行	本店・本所 支店・支所	御中	金融機関 コード				
口座 座 名 義 人	住所	大町市大町3887番地			銀行届出印				
	フリガナ	オオマチ イチロウ			預金の種類 ○をする	1. 普通預金 2. 当座預金 3. その他 4. ()			
	氏名 法人名等	大町 一郎				(2枚目以降にも印)			
	生年月日	大正 昭和 平成	51年	8月	1日				
電話番号	自宅 携帯	0261-22-0420			口座番号				
ゆうちょ銀行		記号(※は通帳に記載があれば記入)			番号(右づめで記入)				
		1 1 9 6 0 ※			1 2 3 4 5 6 7 1				
種目コード	払込先口座番号(市税等)	00560-7-960266			大町市会計管理者				
166・176	払込先口座番号(上下水道)	00570-9-960267			大町市会計管理者				
※ご注意		口座振替の開始(解約)は、金融機関の受付が 1日～25日までは 翌月分 から 26日～31日までは 翌々月分 から となります。			振替開始(解約)月	○○年 ○月分		開始 解約	どちらかに ○をする

※太線内のみ記入・押印して下さい。

○上記口座から下記の市税等について振替納付をしたいので、裏面契約条項を確認のうえ依頼します。
○上記口座から振替納付していた下記の市税等について、口座振替契約を解約したいので届け出ます。

市税等
上記口座から振替納付する(解約する)納税・納付義務者名を記入する。
固定は土地・家屋等の登記簿上の名義人を、国保は世帯主名を記入する。
保育料、学校給食費は保護者名を、市営住宅は入居者名を、霊園は使用者名を記入する。

上下水道料
上記口座から振替納付する(解約する)納付義務者名を記入する。
上下水道料は使用者名を、下水道受益者負担金は受益者名を記入する。

氏名 (納税義務者・納付義務者)	上記口座から口座振替する(解約する)税等に○をする									上下水道	
	市県民	固定	軽自動車	国保	後期高齢	市営住宅	保育料	学校給食費	保育所給食費	下水道料	下水道受益者負担金
大町 一郎							○		○		
<p>支給認定通知書の保護者の名前を記載</p> <p>口座振替を希望される金融機関の窓口へ 通帳と届出印をお持ちいただき 『市税等口座振替依頼書兼自動払込利用申込書』 を提出してください。</p>											
契約種別コード	35	35	35	35	35	25	30	30		22	30

ゆうちょ銀行 使用欄	定住促進 住宅	雇用促進 住宅	教員住宅	老人 措置費	住宅 資金	ケーブル テレビ 使用料	市民農園 電気料	市民農園 浄化槽 管理料	霊園	金融機関 処理欄	検印	係印	照合
契約種別コード	25	25	25	30	30	30	30	30	30				

(5) 保育料の納期限を過ぎた場合について

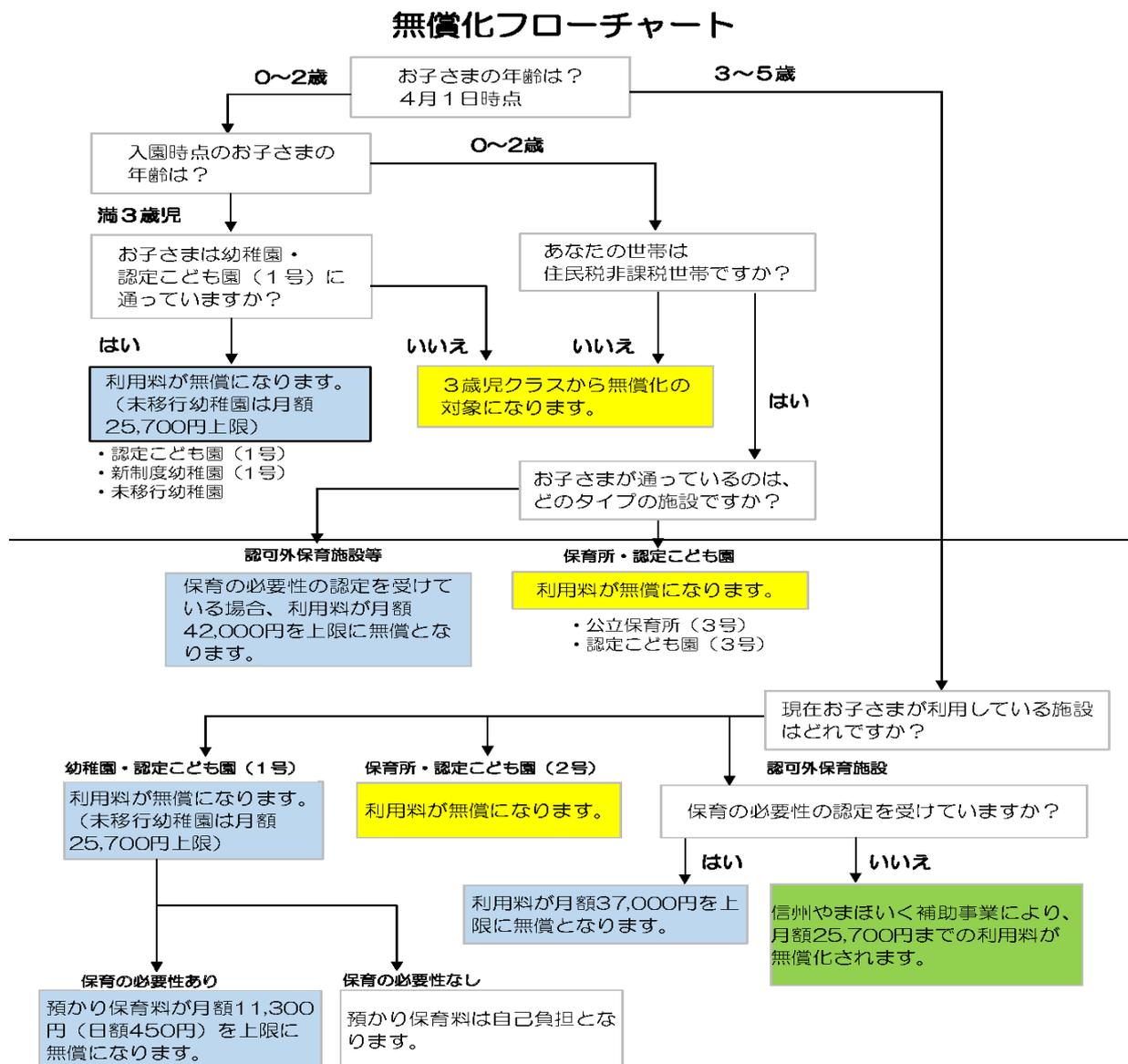
納期限を過ぎると、20日以内に『督促状』を発行します。この督促状を発行するための費用として、100円の督促手数料が発生します。また、未納期間に応じて『延滞金』が発生します。なお、滞納が続く場合には、児童手当法第22条に基づき、児童手当支給額から特別徴収される場合があります。

納期までにお支払できない場合は、お早めにご相談ください。

(6) 幼児教育・保育の無償化について

- ① 3歳児から5歳児クラスの全てのお子さま（2号認定児童）の保育料
無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間
※時間外保育料及び給食提供に係る食材費（副食費）は無償化の対象外
- ② 住民税非課税世帯の0歳から2歳までのお子様の保育料

ご自身の家庭状況、お子さまの年齢に基づいて選択していくと、無償化の該当区分が分かります。



7 各種手続きについて

(1) 認定内容等の変更について

ア 保育園を退園するとき

必要書類	提出期限	備考
保育園退園届	退所予定日の前月の10日まで	

- ・転勤等で市外へ転出することになった
- ・病気のため、長期に休むことになった
- ・ご家庭でお子さまの保育が可能になった・・・など

※病気や入院等により保育園を休んでも保育料は減額されません。長期に休む場合は、早めに連絡や手続きをしてください。

イ 保育園を変更したいとき

必要書類	提出期限	備考
保育園異動届	異動予定日の前月の10日まで	

- ・引越しに伴い、自宅から近い園に通わせたい
- ・保護者の通勤の関係上、他の園の方が都合良い・・・など

ウ 認定区分や保育時間を変更したいとき

必要書類	提出期限	備考
支給認定変更申請書	変更希望日の前月の10日まで	
就労証明書 等	//	

- ・就労状況等が変わったため認定区分や保育時間を変更したい

エ 勤め先の変更があったとき

必要書類	提出期限	備考
就労証明書 等	速やかに提出してください	

(2) 時間外保育の利用について

保育短時間（8時30分～16時30分）認定を受けて、時間までに迎えに来ることができない場合は、時間外保育を利用することができます。また、保育標準時間認定の場合も18時30分～19時まで、時間外保育を利用することができます。

ア 実施場所

市内全保育園

イ 実施日時

- ・月曜日から土曜日まで
- ・7時30分から8時30分までと、16時30分から19時までのうち必要な時間

ウ 申込方法

◆月額利用の場合

保育実施月の前月20日までに『時間外保育申込書』を保育園へ提出してください。利用時間を変更する場合は、再度申込書の提出が必要となります。また、時間外保育を辞退する場合は『時間外保育辞退届』の提出が必要になります。

※20日を過ぎた手続きの場合は申請等が反映されない場合があります。

エ 利用料金

時間外保育の実施時間と料金は、次のとおりです。

区分	時間	利用料金 (児童1人当たり)
月額利用	7時30分から8時30分まで	500円/月
	8時00分から8時30分まで	—
	16時30分から17時00分まで	500円/月
	16時30分から17時30分まで	1,000円/月
	16時30分から18時00分まで	1,500円/月
	16時30分から18時30分まで	2,000円/月
	16時30分から19時00分まで	2,500円/月
臨時利用		100円/時間

※ 時間外保育を受けるお子さまが2人以上の場合、2人目からの料金は、上記1人当たりの料金の1/2の料金となります。

※ 時間外保育の料金は、保育実施月の翌月の25日までに市の発行する納付書により、保育園に納付してください。

(3) 希望保育について

①通常の土曜日

保育園では毎週土曜日を“希望保育日”とし、混合保育をおこなっています。仕事の都合等、ご家庭で保育ができない場合を除き、ご家庭での保育にご協力をお願いします。

ア 実施場所

はなのき保育園に集約して実施します。

イ 利用方法

入所している園に利用希望を伝えます。

希望保育日はお弁当を持参してください。

②夏季・年始・年度末の希望保育期間

毎年、8月7日頃～16日頃、1月4日頃～7日頃、3月26日頃～4月2日頃までは、希望保育期間となります。(日曜日・祝日を除く)

仕事の都合等、ご家庭で保育ができない場合を除き、ご家庭での保育にご協力をお願いします。なお、上記期間内の土曜日は、①の運用が適用されます。

ア 実施場所

基本的に通園している園で実施しますが、小規模園で希望者が少ない場合は近隣の大規模園にて合同で実施します。

イ 利用方法

入所している園に利用希望を伝えます。
希望保育日はお弁当を持参してください。

(4) 休日保育について

緊急時や休日の仕事等により、ご家庭で保育ができない場合に保育を行います。利用を希望される方は、事前に利用登録が必要です。

ア 実施場所

大町市児童センター 大町市大町 4714 番地 Tel 22-0741

イ 実施日時

年末年始を除いた休日の8時30分から16時30分まで

ウ 対象

満2歳から小学校就学前のお子さま

エ 利用方法等

「大町市休日保育利用申請書」を在籍保育園に提出し、利用登録をしてください。
登録期間は、4月1日から翌年3月31日までの必要な期間となります。

利用する日時は、利用月の前月10日までに在籍保育園にご連絡ください。

オ 利用料金

区 分	料金（1時間当たり）
3歳未満児（1人当たり）	300円
3歳以上児（1人当たり）	150円

※ 上記区分の年齢は、4月1日現在の年齢によります。

※ 休日保育の料金は、1ヵ月間の利用時間数の合計で算出します。
保育実施月の翌月の25日までに納付してください。

※ お子さまにもお休みが必要です。休日保育を利用した場合には、前後の週で1日以上のお休みを取るようご配慮ください。

(5) 病児・病後児保育について

お子さまが病気または病気の回復期にあり、保育園などの施設利用ができない期間、お子さまを一時的に預かり、保育を実施する事業です。利用を希望される方は、あらかじめ利用登録が必要です。市内保育園等を利用しているお子さまは無料で利用することができます。

ア 名称

病児・病後児保育室 北アルプスキッズルーム

イ 実施場所と時間

- ・市立大町総合病院 西棟3階 大町市大町 3130
- ・月曜日～金曜日 8:00～18:00（土日祝、12/29～1/3は休業）

ウ 対象（3つの条件すべてに該当する場合に利用可）

- お子さんの年齢が満1歳から6歳（小学校就学前）までであること
- 利用を希望するお子さんが、病状の急変は認められない状態又は回復期の状態にあり、集団保育及び家庭での保育が困難であること
- 保護者またはお子さんが、大北圏域に居住しているか、勤務していること。もしくは、お子さんが大北圏域の保育所、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設に通所していること。

8 給食について

- ◇保育園では、お子さまたちの心と身体の健やかな成長を願い、おいしく楽しく食べるお子さまに育つよう、給食提供を行っています。
- ◇子育て支援課の栄養士が市内統一の献立を作成し、それぞれの保育園で給食調理員が手作りで調理しています。
- ◇食物アレルギーのあるお子さまや、1歳6ヵ月までのお子さまについては、入園の際に栄養士との面談を実施し、給食対応を行っています。

(1) 年齢ごとの提供内容について

乳 児

◇6ヵ月～8ヵ月

保育園では、ミルクのみの対応となります。（離乳食の提供はありません）

◇9ヵ月～11ヵ月

家庭で離乳食が3回食となってから、栄養士と面談を行い、給食（離乳食）の提供が始まります。給食（離乳食）が始まる前に、離乳食量及び形態等を確認するため、家庭より3日間程度、離乳食を持参していただきますので、ご協力をお願いします。

※概ね1歳までのお子さまについては、状況に応じて家庭からミルクや哺乳瓶等を持参していただく場合があります。

◇1歳までは、おやつを提供がありません。

おやつ提供は、1歳を過ぎてから再度栄養士と面談を行い、提供を開始します。

1 ～ 2 歳 児 …… 完全給食

◇午前・午後のおやつと、主食（ごはん）を含めた昼食を保育園で提供します。

◇1歳6ヵ月までは手づかみ食べを十分に行い、食べる意欲を育てます。

◇食べ物を前歯でかじり取る体験を通じて、上手に咀嚼できるように支援しています。



午前おやつ

昼食（完全給食）

午後おやつ

3 歳 以上 児 …… 副食給食

◇副食（おかず）と、午後のおやつを保育園で提供します。

◇月曜日から木曜日は、家庭よりごはんを持参してください。

食べられるごはんの量は、個人差がありますので、お子さまの様子をみながら無理なく食べられる量を持参してください。

☆ごはんの量の目安

3歳：100g

4歳：110g

5歳：120g

6歳：130g



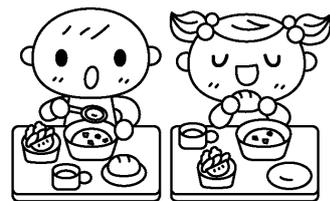
昼食（副食給食）

おやつ

☆保育園の食事に慣れるまでは、少量ずつ無理をせず必要量が食べられるように支援していきます。

(2) 食物アレルギーについて

- ◇食物アレルギーのあるお子さまには、除去食を基本としたアレルギー対応食の提供を行っています。
- ◇安全性を考えアレルギー対応食の提供の際には、専用トレイや確認表を使用し、細心の注意を払い給食提供します。
- ◇アレルギー対応食の提供については、食物アレルギーの治療のため医師指導のもと、家庭において食事療法を実施しているお子さまを対象とさせていただきます。
- ◇アレルギー対応食を希望される場合、医師の診断による『保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表』の提出が必要となります。
※食物アレルギーは、血液検査だけでは診断することが難しいため、負荷試験等の実施可能な専門医の受診をお勧めします。
- ◇『保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表』は、年度ごとに提出が必要となります。
※年度の途中で除去内容の変更や、アレルギー対応食が必要となくなった場合についても、医師からの除去内容の変更及び、解除指示が必要となります。
- ◇『保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表』の提出後、除去等の内容を確認するために、栄養士と面談を実施します。
- ◇栄養士が個別にアレルギー献立を作成し、保護者に確認していただいた後、アレルギー対応食の提供開始となります。アレルギー対応食提供までに、お時間をいただく場合もありますので、ご了承ください。
- ◇重症なアレルギーや保育園での対応ができない場合、お弁当やおやつの持参をお願いすることや、アレルギー対応ができる園への転園をお願いする場合があります。
- ◇医師よりエピペンを処方され、保育園での対応が必要となる場合は、保育園又は子育て支援課へご相談ください。



9 健康について

(1) 保育園での健康診断等について

保育園では定期的に健康診断等を行い、お子さまの健康・発育状況を記録します。



- 健康診断（年2回）
- 身体発育測定（毎月）
- 視力検査（年中児）
- 事故防止、安全指導
- 歯科健診（年2回）
- 歯科衛生指導（年1回）
- 尿検査（年長児）



《よい生活リズムをつくりましょう》

入園は初めての集団生活のスタートです。子どもは大人的生活リズムに影響されがちです。子どもの生活習慣にも変化が生じています。望ましい眠り・目覚めは子どもの情緒の安定に欠かせません。早寝早起きの習慣をつくり、きちんと朝食を食べて登園しましょう。

(2) お子さんの体調が悪いとき

- ア 病気の場合は、原則としてお預かりできません。
- イ お子さまの健康状態がいつもと違う時や、気になる事がありましたら、必ず登園時に連絡をしてください。
- ウ 保育中に体調が悪く（熱やせきが出る等）なった場合は保護者へ連絡します。お子さまの状態によりお迎えに来ていただくことがあります。
- エ 解熱しても24時間経過するまでは登園せず、保護者の方が見てくださるようお願いいたします。24時間以内に解熱薬（内服薬・坐薬）を使用した場合も同様です。
- オ 感染性の病気は、集団生活で感染が広がるおそれがあるため、治ってから登園させてください。特に腹痛、嘔吐、下痢の症状がある場合は、症状が治まってから24時間は登園せず、保護者の方が見てくださるようお願いいたします。
- カ 次ページの病気にかかったときは『登園許可証』（P20）または『治癒報告書』（P21）の提出が必要になります。登園許可証及び治癒報告書は、各保育園や市のホームページにありますので、ご利用ください。

市ホームページはこちら ⇒



(3) 登園許可証が必要な病気について（医療機関にて記入）

以下の病気に罹ったときは、医師が記入した「登園許可証」が必要です。

病 名	登園停止の期間
① 麻疹（はしか）	解熱後 3 日が経過するまで
② 風しん	発疹がなくなるまで
③水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
④流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが現れた翌日から 5 日経過し、かつ食事や排便・睡眠の状態が普段通りに戻るまで
⑤結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
⑥咽頭結膜炎（プール熱）	症状が消え 2 日経過するまで
⑦流行性角結膜炎（はやり目）	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消えるまで
⑧百日咳	特有な咳が止まる、または 5 日間の抗菌薬による治療が終了するまで
⑨腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
⑩急性出血性結膜炎	
⑪侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	
⑫ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタウィルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれるようになるまで

(4) 治癒報告書が必要な病気について（保護者が記入）

以下の病気に罹ったときは、医師の診断を受け、指示に従い保護者が記入した「治癒報告書」が必要です。

病 名	登園停止の期間
①溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24～48 時間経過するまで
②マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まり、普段通りの生活がおくれるようになるまで
③手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれるようになるまで
④ヘルパンギーナ	
⑤伝染性紅斑（りんご病）	咳・鼻汁・下痢等の症状が消失し、食事や排便・睡眠の状態が普段通りに戻るまで
⑥RS ウイルス感染症	咳・鼻汁等の呼吸器症状が消失し、食事や排便・睡眠の状態が普段通りに戻るまで
⑦ヒトメタニューモウイルス	
⑧パラインフルエンザ	
⑨帯状疱疹しん	すべての発しんが痂痂（かさぶた）になるまで
⑩突発性発しん	解熱し機嫌が良く、食事や排便・睡眠の状態が普段通りに戻るまで
⑪インフルエンザ	発症（発熱）の翌日から 5 日経過し、かつ解熱後 3 日を経過するまで

⑫新型コロナウイルス感染症	発症（発熱）の翌日から5日間経過し、かつ解熱及び咳や鼻汁などの症状軽快後1日を経過するまで
---------------	---

（5）注意を要する感染症について

以下の感染症にも注意をお願いします。

病 名	登園に当たっての注意事項
①伝染性膿痂疹（とびひ）	治療を開始し、皮疹が乾燥しているか湿潤部位がガーゼで被覆できる程度のものであること
②伝染性軟属腫（水いぼ）	<ul style="list-style-type: none"> ・受診証明書の提出が必要 ・掻き壊さないように気をつけ、傷から浸出液が出ているときはガーゼで被覆する

（6）大町市公立保育園の嘱託医について

内 科		歯 科	
市立大町総合病院	☎22-0415	佐藤歯科医院	☎23-3211
菊池クリニック	☎21-2580	カハラ ソルクリニック	☎23-0500
柿下クリニック	☎21-1230	いいざわ歯科医院	☎23-7050
大町市八坂診療所	☎26-2814	金子歯科医院	☎23-2200
		平林歯科医院	☎22-1149
		横澤歯科医院	☎22-1343

※嘱託医は変更になる場合があります

（7）怪我をしたとき

園では健康管理や安全面に十分注意して保育を行なっていますが、万が一けが等をした場合には、速やかに家庭にご連絡します。病院で処置を要する場合は、保護者の方も立ち会っていただくようになりますのでよろしくお願い致します。また、医療費につきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センターから災害共済給付金を受けられることとなっております。

（8）独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」について

市では保育園の管理下（保育中、保育園の行事に参加しているときなど）において園児が災害にあった場合に、その治療費や見舞金の給付を行うため、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。共済掛金については全額市が負担するため保護者の負担はありませんが、入園時にお渡しする加入同意書の提出が必要です。

保育園の管理下において発生した災害で医療機関を受診する際には、災害共済給付制度が優先となります。福祉医療受給者証を提示しないようご注意ください。

なお、医療機関の窓口で支払う医療費が500点未満（3割負担の保険診療で1,500円未満）の場合は、災害共済給付の対象にはなりません。福祉医療の支給対象となりますので、領収書を持参のうえ、市役所市民課国保年金係（内423）で手続きをお願いします。

登園許可証

保育園長 殿

組

園児氏名

年 月 日 生まれ

1. 病 名

2. 欠席加療期間 月 日より 月 日まで

症状が回復し、集団生活に支障がない状態となりました。

年 月 日より登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

担当医師名

印

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、登園許可証の記入をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活に適応可能な常態となつてからの登園であるようにご配慮ください。

治癒報告書（保護者記入）

保育園長 殿

組

園児氏名

年 月 日 生まれ

1. 病 名

2. 欠席加療期間 月 日より 月 日まで

（医療機関名） _____ （ 年 月 日受診）に
おいて、病状が回復し集団生活に支障がない状態と判断されま
したので、 _____ 年 月 日 より登園いたします。

令和 年 月 日

保護者名

印

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。
感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子どもた
ちが一日快適に生活できるよう、治癒報告書の記入をお願い
します。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団
での保育園生活に適応可能な常態となつてからの登園である
ようにご配慮ください。

治癒報告書（新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ）様式

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ 治癒報告書（保護者記入）

保育園長 殿

組

園児氏名

年 月 日 生まれ

感染症名（該当する感染症に○）	新型コロナウイルス感染症 / インフルエンザ
発症日（発熱等の症状が出た日）	年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	年 月 日
医師より療養が必要とされた期間	年 月 日 まで

発症した場合は、以下にご記入いただき、**①又は②の遅い日の翌日から登園が可能**となります。

<新型コロナウイルス感染症>

登園停止期間：発症した日から5日間経過し、かつ、解熱及び症状が軽快した後1日を経過するまで

発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	① 5日目	かつ	症状軽快 0日目	② 1日目
/	/	/	/	/	/		/	/

<インフルエンザ>

登園停止期間：発症した日から5日間経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで

発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	① 5日目	かつ	解熱 0日目	1日目	2日目	② 3日目
/	/	/	/	/	/		/	/	/	/

年 月 日

保護者名

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。
 感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、おさまたちが一日快適に生活できるよう、治癒報告書の記入をお願いします。
 感染力のある期間に配慮し、おさまの健康回復状態が集団での保育園生活に適応可能な状態となつてからの登園であるようにご配慮ください。

伝染性軟属腫（水いぼ）受診証明書

保育園長 様

組 園児氏名

_____年 _____月 _____日生まれ

上記の児は当院を受診したことを証明します。

ただし、以下の点に注意するようお願いいたします。

_____年 _____月 _____日

医療機関名

医師名

(9) 保育園でのくすりの投与について

保育園ではくすりの投与は行いません。医師の指示書がある場合はご相談ください。

(10) アレルギーについて

お子様が食品、蜂等によるアレルギー疾患がある場合は、必ずお申し出ください。

『保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表』（医師が記載）の提出が必要となります。

(11) その他

ア 小学校への情報提供

国の「保育所保育指針」では、保育園に入園しているお子さまの就学に際し、育ちを支えるための資料を、保育園から小学校へ送付するよう定められています。

イ 心身の発達に心配のあるお子さまについては、お子さまにあった保育方法を検討し、保育を行います。入園をご希望の保護者の方におかれましては、入園申し込みの際、『発達の調べ』に気がかりな点等ご記載いただくとともに、子育て支援課子育て支援係へその旨をお伝えください。

ウ 病気やけが等で集団生活が困難なお子さまの保育を希望する場合は、病児・病後児保育の利用を検討してください。なお、利用には条件があります。

詳細については右記のサイトよりご確認ください。 ⇒



エ 5歳児相談（任意）

年中児を対象に発達の様子を確認し、小学校入学へ向けて必要な準備を行うための事業です。

オ お子さまの成長等に関して心配なことがある場合は、いつでも保育園にご相談ください。

10 持ち物について

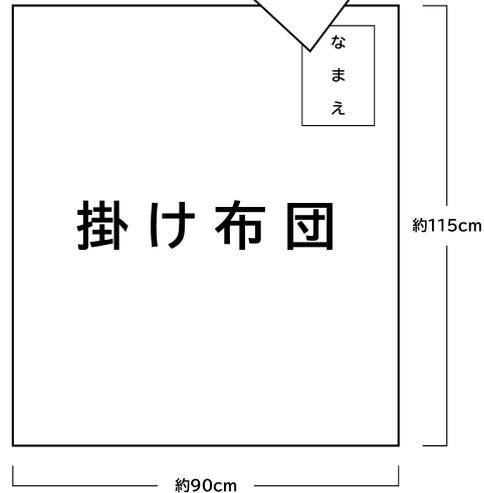
(1) 全園児共通

すべての持ち物に
“なまえ”を書いてください。



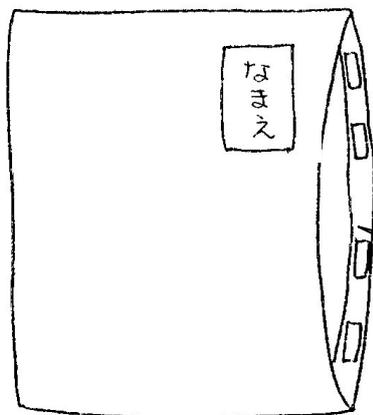
お昼寝布団

あて布をして大きく記名します。



敷布団：冬は冷えるため適度な厚みのものを選びましょう。
(マットレス、化せん綿のように薄いものは避けてください)
掛け布団：夏はタオルケット、冬は毛布が必要になります。

布団カバー（掛け・敷き）



ファスナー、紐でも可能

※毎週末に布団を持ち帰ります。カバーを洗って月曜日に持ってきてください。

(2) 3歳未満児の持ち物

すべての持ち物に
“なまえ”を書いてください。



【毎日の持ち物】

• 通園用手さげ袋



- 水筒
- おむつ交換時に使用するタオル
- 出席ノート
- エプロン 3枚
- まくら用タオル
- ひも付き手ふきタオル
- 使用済みエプロンを入れる袋

• ぼうし 指定の帽子はありませんが、あごひもをつけてください。

※保育園指定のカラー帽子は、年少クラスにあがる時にご購入していただきます。

【クラスで保管するもの】

• 着 替 え……クラスのロッカーで保管します。

	0歳児	1歳児	2歳児
パンツ			2枚
肌着	2枚	2枚	2枚
上着（Tシャツなど）	2枚	2枚	2枚
ズボン	2枚	2枚	2枚
靴下	1足	1足	1足

- ビニール袋（汚れ物入れ）
- おしりふき
- 歯みがき用コップ
- 歯ブラシ
- 台ふき（3枚）
- 上履き（歩行前は不要）
- ボックスティッシュ

次ページに更に詳しく説明があります。

(ア) エプロンについて

午前 9:30 と午後 3:00 のおやつと給食の計 3 回、使用します。
使ったエプロンはそのままの状態、エプロン袋へ入れて持ち帰ります。

長袖エプロン	袖なしエプロン		
			

※午前と午後のおやつ時のエプロンは、袖なしでも構いません。

※昼食時のエプロンは、手づかみをして食べた時に衣類等が汚れないためと、汚れを気にせずに食べられるように、長袖で防水効果のあるタイプのものをお願いします。

※2 歳児は、成長に合わせて幼児クラスが使っている白いエプロン（P32 参照）でも構いません。

※必ず名前を記入してください。

※「口ふき」は、保育園で用意したものを 사용합니다。

(イ) 使ったエプロンを入れる袋について

買い物袋	手提げ袋	エコバック	きんちゃく袋
			

※使ったエプロンを入れて持ち帰る袋は、（写真参照）スーパーの袋やエコバック等、防水効果のあるビニール製袋を用意してください。

写真の様に、左右に持ち手やひものあるものが便利です。

※必ず名前を記入してください。

(ウ) おむつについて

	<p>※保育園では布おむつは使用できません</p> <p>※紙おむつ、お尻拭きは普段お使いのものをお持ちください。お尻拭きのケースは不要です。</p> <p>※おむつ交換は排便時や、排尿が少量であっても一日 5 回を目安として行いますので、日に 6~7 枚のおむつが必要になります。</p> <p>※1 枚ごとにわかりやすく記名をお願いします</p>
---	---

(エ) おむつ交換に使用するタオル（通称：お尻タオル）

共有のマットの上にお尻タオルを敷いて、お子さんのおむつ交換を行います。



- ◆作り方・・・フェイスタオルを半分に折り、周りを縫ってください。
- ※お尻用と分かるように書いて印をつけて下さい。
- ※市販されているものでも構いませんが、毎日交換してください。
- ※密閉式の袋（ジップロックなど）に、「お尻タオル入れ」と「名前」をマジックで書いてください。その袋の中に入れて持ち帰ります。
- ※袋の中は洗って清潔を保つようにしてください。

(オ) 通園用手さげ袋



- ※皆さんが使用されているものを参考にご紹介します。
- ※2歳児の通園用手さげ袋は、リュックでも可能です。

(3) 3歳以上児の持ち物



すべての持ち物に“なまえ”
を書いてください。

通園かばん 《毎日の持ち物》



水筒、出席ノート、
エプロン1枚
お弁当、ハンカチ、ティッシュ
まくら用タオル
ひも付き手ふきタオル

- リュック型（遠足にも使用しますのでゆとりを持った大きさのものをご用意ください。）
- 水筒は肩掛けひも付きでお願いします。

着替え袋



- 上着1枚（Tシャツ、トレーナーなど
季節に合わせた上着）
- パンツ2枚
- 肌着1枚
- ズボン1枚
- 靴下2足
- 汚れ物を入れる記名をした
ビニール袋（3～4枚）

- 袋の内側または外側にビニール袋を入れるポケットが付いていればベスト!!

肩掛けかばん



- 貸し出し絵本・上履きなど
カバンに入らないものを入れます。

お子様の成長に合わせて、肩掛けひもが調整できるものが望ましいです。

歯磨き用コップ



歯ブラシ



毛先が開いたら
交換しましょう。

年齢にあった大きさ
すべらない材質を
選びましょう。

※毎週末に持ち帰りますので
コップの中を洗いましょう

コップ袋

袋の口はコップ、歯ブラシ
を出し入れしやすいよう
に、広くしてください。
(16 cm~17 cm位)



上履き



白の運動靴を使用します。
3歳児はカラーマジックやボタン等で、
自分の目印をつけましょう。
(左右の区別もしやすいように!!)

上履き袋



※毎週末に持ち帰りますので、洗って月曜日に持参してください。

お弁当箱・弁当用ゴム



- アルミ製の弁当箱
(冬はご飯を温めます)
- 平ゴムで止めます

はし箱



はし

すべらない材質のもの



弁当袋

紐が太めのもの



使いやすい形のもの
※スライド式が使いやすいです。

※年長児はナプキンを使います。



手ふきタオル

ハンドタオルに丸ひもをしっかり縫いつけてください。

ボックスティッシュ

記名してください。



園児服【S~LL サイズ ¥4,400(税込)、3L サイズ ¥4,600 (税込)】



かけひもを
つけてください。

入園の時に大きめのサイズを用意して
様子を見てください。

エプロン【S~LL サイズ ¥1,470(税込)、3L サイズ ¥1,550 (税込)】



ミシンで縫うなど
しっかり補強しましょう。



上記価格は変更となる場合があります。

【市内販売店一覧】(50音順)

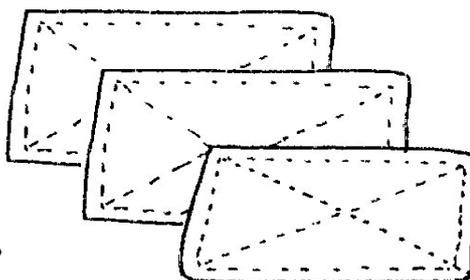
	店名	住所	電話番号
1	アララギ	上仲町4086	22-0022
2	イグチ	大黒町2185	22-0828
3	大三	上仲町4090	22-0003
4	マルナカ	仁科町3206-27	22-0964

台ふき

※新しい物を3枚入園の日を集めます。

(名前は記入しないでください)

- フェイスタオルを四つ折りにし、右図の様に縫っていただくと、丈夫で長持ちするためご協力をお願いします。



(4) 入園後に配布するもの

- ・出席ノート、連絡ノート（※）

2冊を止める細い布ゴムをつけてください。

※2冊目以降は各ご家庭でご用意ください。



- ・ネームワッペン

名前等を書いて園児服の胸につけます。



- ・誕生日カード（実費、誕生月にお渡しします）

(5) 園を通し注文するもの

※3歳以上児が対象（防災頭巾は2歳児以上が対象）

- ・クレヨン

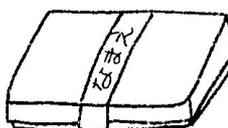
実費



1本ずつ名前を書きます。

- ・粘土・粘土ケース

実費



平ゴムに名前を書いて止めます。

- ・通園ぼうし

実費

正面（うばではなく）の裏表に名前をはっきりと記入します。

※冬は毛糸帽子を使います（秋に注文をとります）



- ・防災頭巾

実費



2歳児以上は購入してください。

11 保育園生活 Q&A

◆各種手続きに関して

Q1 保育短時間で利用していますが、フルタイム勤務になったため、保育時間を変更することはできますか。

A1 変更後の就労時間の記載のある就労証明書を添付の上、変更希望月の前月10日までに支給認定変更申請書を提出してください。

Q2 保護者の勤務先が変更になりました。手続きは必要ですか。

A2 新しい職場の就労証明書を速やかに提出してください。

Q3 育休継続要件で利用していましたが、退職して求職活動する場合は継続利用が可能ですか。

A3 入園の要件が変更になる場合は再度入園申込が必要ですので、申込期限までに入園申込をお願いします。利用調整の結果継続利用ができない場合はご了承ください。なお、育休継続要件から職場復帰する場合の申込は不要です。

Q4 求職活動による保育利用期間は3か月となっていますが、その期間内に就職が決まらなかった場合はどうなりますか。

A4 退園となります。

◆園生活について

Q5 慣らし保育って何ですか。

A5 子どもや保護者が保育園での新しい生活リズムに慣れることを目的に行っています。新入園のお子様の慣らし保育は、おおよそ2週間程度の期間をかけて行います。お子さまの園生活への慣れ具合によっては、慣らし保育期間が延びてしまうこともあるため、就労先と復帰時期等の相談をされる際に、慣らし保育中の就労方法について、あらかじめ打合せいただくことをお勧めしています。なお、保護者の就労の都合により、一時保育による入園前慣らし保育を利用する必要がある場合は、事前にご相談ください。

Q6 昨晚子どもが38.5度の熱を出しましたが、今朝熱を測ったら平熱でした。登園しても大丈夫ですか。

A6 解熱後24時間が経過するまでは登園を控え、ご家庭で保育を行っていただくか、病児・病後児保育室をご利用いただきますようご協力をお願いします。

Q7 吐き気や嘔吐、下痢、腹痛の症状があった場合は登園しても大丈夫ですか。

A7 ウイルス性の感染症の場合は、症状が治まった後も数週間程度、便にウイルスが混ざることがあり、症状がぶり返したり、他の人にうつしてしまったりすることがあります。次のように症状が改善するまでは、ご家庭で保育を行っていただくか、病児・病後児保育室をご利用いただきますようご協力をお願いします。

- ・ 普段通りの顔色に戻る
- ・ 薬を飲まなくても普段と同じように食事が摂れる
- ・ 普段通りの排便に戻る（量、回数、色、形）

詳細は4月に配布される「ほけんだより」をご覧ください。

◆保育料関係

Q8 離婚・再婚しました。保育料は変わりますか？

A8 「変更となる場合があります。その場合は支給認定変更申請書の備考欄にその旨を記入していただき、必要書類があれば合わせてご提出ください。なお、変更後の保育料は翌月から収めていただきます。

Q9 第3子を3号認定で入園させたいのですが、保育料の軽減はありますか？

A9 長野県と市で共同で行う「保育料軽減事業」により、令和6年4月1日から第3子の保育料は無償化されました。

Q10 2号認定子どもの副食費は無料にならないのですか？

A10 副食費は無償化の対象外のため、無料にはなりません。ただし、保護者の年収が360万円未満の世帯と、第3子以降の子どもについては、副食費が免除となります。

Q11 9月から保育料が変わりました。なぜですか？

A11 基準となる年度の切り替えが、9月に実施されるためです。基準となる年とその前年の保護者の所得を比較した際に、所得に大きな変化があった場合は保育料が変わることがあります。

Q12 公立保育園での保育料や副食費の支払い方法を教えてください

A12 口座振替と納付書払いの2種類があります。口座振替の場合は、月末に自動的に引き落としとなります。市では、便利な口座振替での支払いを推奨しています。毎月25日までに金融機関でお手続きしていただくと、翌月分から適用されます。詳細は児童係または保育園へお問合せください。私立園は、各園にお問合せください。

◇◇◇ お問い合わせ先 ◇◇◇

保 育 園 等 名	住 所	電話・有線・FAX (市外局番：0261)
大町市はなのき保育園	大町市大町 3504 番地 9 (若宮町)	22-0675
大町市あすなろ保育園	大町市常盤 3601 番地 18 (清水)	22-0727
大町市しらかば保育園	大町市平 9365 番地 3 (白樺)	22-1667
大町市どんぐり保育園	大町市社 4682 番地 26 (山下)	22-2002
大町市たけのこ保育園	大町市八坂 1073 番地 (大平)	26-2018
大町市みあさ保育園	大町市美麻 11780 番地 8 (二重)	休園中
大町市くるみ保育園	大町市大町 5560 番地 25 (栄町)	22-5142 (Fax) 22-3711
大町市児童センター	大町市大町 4714 番地 (十日町)	22-0741
病児・病後児保育室 北アルプスキッズルーム	大町市大町 3130 番地(大町総合病院内)	080-2562-4925

大町市役所 子育て支援課 児童係

長野県大町市大町3887番地

電話 0261-22-0420

(内線)681・682・683

E-mail : zidou@city.omachi.nagano.jp

<http://www.city.omachi.nagano.jp/>